

8. 地域生活支援事業

2) コミュニケーション支援事業

聴覚障がい及び音声又は言語障がいのある方が、官公庁、医療機関などにおいて円滑な意思の疎通が図られるよう手話通訳者を派遣しています。

《派遣の対象》

- ・保健、医療、福祉に関すること。
- ・官公庁等における手続き等に関すること。
- ・児童の保育、教育等に関すること。
- ・地域生活における人間関係に関すること。
- ・財産及び契約等社会生活に関すること。
- ・雇用、労働等に関すること。
- ・社会生活上必要な文化、教養に関すること。

《手続き》

担当にお申し出下さい。

【担当】 洞爺湖町役場 健康福祉課福祉・高齢者グループ 電話 74-3001